

# 業務委託契約書

1 業務名

2 委託期間 着手 令和 年 月 日 から  
完成 令和 年 月 日 まで

3 委託代金額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
[ 金 円 ]

4 前払金限度額 金 円

5 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 年 月 日

発注者 苦小牧市 岩倉 博文 印  
苦小牧市長

受注者 所在地  
氏名・名称  
及び代表者 印

## **(総 則)**

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「委託業務」という。）の委託契約に関し、この契約書並びに別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）並びに指名通知書又は入札の公告に記載された条件に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項又は仕様書等において交互符合しない事項があるときは、受注者は、発注者の指示を受けるものとする。

## **(業務日程表)**

第2条 受注者は、この契約締結後速やかに仕様書等に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。仕様書等の変更等により業務日程に変更があり、かつ、発注者から請求があった場合も、同様とする。

2 業務日程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## **(権利、義務の譲渡等制限)**

第3条 受注者は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

## **(再委託等の禁止)**

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

## **(業務担当職員)**

第5条 発注者は、受注者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当職員を定め、受注者に通知するものとする。業務担当職員を変更した場合も、同様とする。

## **(業務処理責任者)**

第6条 受注者は、委託業務の処理について業務処理責任者（発注者が必要と認めて指示した場合は、業務処理責任者及び主任技術者。以下本条において同じ。）を定め、発注者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 発注者は、業務処理責任者が委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、受注者に対しその理由を明示した書面をもってその交代を請求することができる。

3 受注者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を発注者に通知しなければならない。

## **(業務内容の変更等)**

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託代金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

## **(受注者の請求による委託期間の延長)**

第8条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求

めることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して書面をもって定めるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。発注者は、その委託期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(損害のために必要を生じた経費の負担)**

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、当該経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者、受注者協議して定める。

#### **(検査及び引渡し)**

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務に関する業務完了届及びその成果品を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときはその旨を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。
- 4 発注者が第2項の規定により通知した日をもって成果品の引渡しが完了したものとする。

#### **(委託代金の支払)**

第11条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し委託代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

#### **(消費税等額の変動に伴う支払額の変更)**

第11条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく委託代金に相当額を加減して支払うものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### **(前払金)**

第12条 受注者は、委託期間が60日以上で、かつ、委託代金額が200万円以上の委託業務の場合にあっては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、委託期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約を締結して、発注者に対し委託代金額の10分の3以内の額を前払として請求することができる。ただし、頭書の前払金限度額を超えることはできない。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の請求を受けたときは、受注者と協議の上、支払期日を定めて前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、委託代金額の変更により支払済の前払金の額が、変更後の委託代金額の10分の4に相当する額を超えるときは変更の日から30日以内に超過額を返還するものとし、変更後の委託代金額の10分の3に相当する額を下回ることとなるときは当該下回る金額の範囲内で前払を請求することができる。
- 5 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じその未返還額につき契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大

蔵省告示第 991 号) に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### (受注者の履行遅滞の場合の違約金)

第 13 条 発注者は、受注者が契約の履行を遅延したときは、委託代金から既に履行された部分（第 10 条第 2 項の検査に合格した部分に限る。）に相当する委託代金の額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の違約金を徴収する。ただし、災害その他避けることのできない理由による場合は、この限りでない。

2 前項の違約金は、契約保証金から控除し、又は委託代金の支払の際に相殺する。

#### (検査の遅延)

第 14 条 発注者がその責めに帰すべき理由により第 10 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第 11 条第 2 項の日数から差し引くものとする。

#### (発注者の履行遅滞の場合の遅延利息)

第 15 条 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求する事ができる。

#### (発注者の解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内又は期限後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 4 条の規定に違反したとき、又はその他この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (3) 第 20 条第 1 項各号に規定する理由によらないで契約の解除の申出をしたとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### **(契約が解除された場合等の賠償金)**

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金の100分の10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の場合（第16条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当初契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額が請負代金額の100分の10に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額が請負代金額の100分の10に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

#### **(談合等の不正行為による発注者の解除権)**

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受注者等」という。）に違反行為があったとして、受注者等に対する独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。

(2) 受注者等に違反行為があったとして、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。次号において同じ。）により、受注者等に違反行為があったとされたとき。

(4) 確定した排除措置命令又は納付命令により違反行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が受注者等に示された場合（当該契約が示された場合を除く。）において、当該期間に当該契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1

項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

#### （発注者の任意解除権）

第 19 条 発注者は、委託業務が完了しない間は、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、受注者に対し発注者、受注者協議して定めた額の賠償金を支払わなければならない。

#### （受注者の解除権）

第 20 条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定により委託業務の内容を変更したため委託代金額が 2 倍以上に増加し、又は 2 分の 1 以下に減少したとき。
- (2) 第 7 条の規定による委託業務の一時中止期間が委託期間の 2 分の 1 に相当する日数（その日数が 30 日を越えるときは、30 日）を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

#### （契約保証金の返還等）

第 21 条 発注者は、第 10 条の規定により成果品の引渡しを受けたとき、又は契約の解除（第 16 条、第 17 条第 2 項又は第 18 条の規定による解除を除く。）があったときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。

2 委託代金額の変更により契約保証金の額に当該額の 10 分の 3 に相当する額以上の過不足が生ずることとなったときは、次の各号によるものとする。

- (1) 超過額は、受注者の請求により返還すること。
- (2) 不足額は、発注者の指定する日までに納付すること。

#### （解除に伴う措置）

第 22 条 この契約が解除された場合において、成果品で検査に合格したものは発注者の所有とし、発注者は、その成果品に対する委託代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、委託代金相当額の支払については、第 11 条の規定を準用する。

2 第 12 条の規定に基づく前払金があったときは、前項の規定に基づく支払額と前払金額とを差引精算するものとし、委託代金相当額になお残額のある場合において、第 17 条第 1 項又は次条第 1 項若しくは第 5 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額と差引精算するものとする。また、当該支払済みの前払金額に残額のあるときは、受注者は、契約の解除が第 16 条、第 17 条第 2 項又は第 18 条の規定によるときにあってはその残額に利息を付した額を、第 19 条又は第 20 条の規定によるときにあってはその残額を発注者に返還しなければならない。この場合において、利息の額は、その残額について前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額とする。

#### （談合その他の不正行為による賠償金）

第 23 条 受注者がこの契約に関し第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、委託代金額の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として発注者に支払わなければならない。ただし、同項各号に規定する違反行為が独占禁止法に規定

する不当販売に該当する場合その他発注者に損害が生じないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 受注者は、第1項の賠償金を発注者が指定する期限までに支払わないときは、その支払わない額に当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合において、共同企業体を既に解散しているときは、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して賠償金を支払うものとする。
- 5 第1項の規定は、受注者の談合等の不正行為により生じた実際の損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

#### **(秘密の保持)**

第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、受注者は、委託業務の処理に関し使用する者が委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他に閲覧させ、複写させ、又は譲渡しはならない。ただし、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

#### **(管轄裁判所)**

第25条 この契約について訴訟等を行う場合は、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

#### **(関係法令の遵守)**

第26条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

#### **(契約に定めのない事項)**

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者協議して定めるものとする。

## 暴力団排除に関する特約条項

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(契約の解除について)

第1条 発注者は、受注者が苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、この契約を解除することができる。

2 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用する。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

(下請負の禁止)

第2条 発注者は、受注者が入札参加除外者をこの契約の下請負人(要綱に定義される下請負人をいう。以下同じ)としていた場合は、当該下請負人との契約の解除を求めることができる。

2 受注者は、この契約の履行にあたり要綱第4条に掲げる入札参加除外者又は警察署からの排除要請があった者をこの契約の下請負人としてはならない。また、受注者はこの契約の下請負人が、契約履行期間中に入札参加除外措置を受けたとき又は警察署からの排除要請があった場合は、速やかに当該契約を解除しなければならない。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 発注者は、第1項の契約解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。

(不当介入への対応)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、不当介入(要綱に定義される不当介入をいう。以下同じ)を受けたときは、速やかに発注者への報告及び警察署へ届出を行わなければならない。

2 受注者は、下請負人が不当介入を受けたときは、当該下請負人に対し、速やかに受注者への報告及び警察署へ届出を行うよう指導しなければならない。

3 受注者は、下請負人から報告を受けたときは、速やかに発注者への報告を行わなければならない。

4 発注者は、受注者が正当な理由なく前3項の報告又は届出を怠った場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。